

第二章 各種基準 編

I 障害者総合支援法上のサービス一覧

サービスの種類 【法5条】		サービス内容【法5条】	時間帯	対象者等の説明	定員(多機能) 【最低基準】	支給決定期間 【規則第15条】	必要職員配置	設備	工賃等	食事	健康管理		
							【最低基準・指定基準】						
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供	日中	○ 障害支援区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上のみ利用可【報酬基準】 ○ 50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上利用可【報酬基準】 ○ 別に厚生労働大臣が定める者(※2)	20人以上 (6人以上)	3年以内 (更新可)	1. 医師(必要数) 2. 看護職員、OT、PT、ST、生活支援員(3~6:1、支援員は常勤1以上、看護職員1以上) 3. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 4. 管理者(※1)	1. 訓練・作業室 2. 相談室 3. 洗面所 4. 便所 5. 多目的室(相談室との兼用可)	工賃を支払う(生産活動を行う場合)	任意提供	適切な措置		
		施設に入所する人に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の提供	夜間	○ 障害支援区分4以上(50歳以上は3以上)の場合は、自立訓練・就労移行支援のサービスを受けている期間のみ利用可(24.3.31までの間に限り特定旧法指定施設に入所していた者であってB型のサービスを受けている期間を含む。)【報酬基準】 ○ 別に厚生労働大臣が定める者(※2)	30人以上 (なし)		1. 生活支援員(60:1、定員60人以上の場合には、以下、定員40人ごとに1名加算。自立訓練・就労移行支援の場合は宿直でもよい) 2. サービス管理責任者(日中サービスとの兼務)	1. 訓練・作業室 2. 居室(収納を除き9.0m以上、定員4人以下、収納設備・フーザ等を設置) 3. 食堂 4. 浴室 5. 洗面所 6. 便所 7. 相談室 8. 多目的室(相談室との兼用可) 9. 廊下幅1.5m以上(中廊下は1.8m以上)					
自立訓練	(宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	日中	○ 障害者のリハビリ等を実施【規則第6条の7】 ○ 訓練期間は1年6か月【規則第6条の6】ただし、最大1年間の更新可能【障発第0401008号・第8-2-(1)】	20人以上 (6人以上)	1年以内 (更新可。ただし、標準利用期間内での支給決定が原則)	1. 看護職員、OT、PT、ST、生活支援員(6:1、看護職員常勤1以上、OT/PT1以上、生活支援員常勤1以上、訪問支援を行う場合は、別途生活支援員1) 2. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 3. 管理者(※1)	1. 訓練・作業室 2. 相談室 3. 洗面所 4. 便所 5. 多目的室(相談室との兼用可)	規定なし	応諾義務	年2回の健康診断		
				○ 障害者の自立生活訓練等を実施【規則第6条の7】 ○ 訓練期間は2年【長期入院者等は3年。規則第6条の6】ただし、最大1年間の更新可能【障発第0401008号・第8-2-(1)】	20人以上 (6人以上) 【宿泊型と併設の場合の特例あり】		1. 生活支援員(6:1、常勤1以上) 【看護職員を含んで可】 (訪問支援を行う場合は、別途生活支援員1) 2. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 3. 管理者(※1)						
		自立訓練(生活訓練)のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うもの	日中・夜間	○ 障害者の自立生活訓練等を実施【規則第6条の7】 ○ 標準利用期間は2年で、1年ごとに利用継続の必要性を確認し、支給決定を更新【障発第0401008号・第8-2-(2)】	20人 (10人) 【併設の場合の特例あり】	1年以内 (更新可。ただし、標準利用期間を超えての更新の場合は、市町村審査会の意見を聞く必要)	1. 生活支援員(10:1、常勤1以上) 【看護職員を含んで可】 2. 地域移行支援員(1以上) 3. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 4. 管理者(※1)	1. 相談室 2. 洗面所 3. 便所 4. 多目的室(相談室との兼用可) 5. 居室(収納を除き7.43m以上、定員1名) 6. 浴室					
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	日中	○ 訓練期間は2年【規則第6条の8】ただし、最大1年間の更新可能【障発第0401008号・第8-2-(1)】 ○ 65歳未満が対象【規則第6条の9】	10人以上 (6人以上)	1年以内 (更新可。ただし、標準利用期間内での支給決定が原則)	1. 就業指導員、生活支援員(6:1、各1以上かつ、常勤1以上) 2. 就労支援員(15:1以上) 3. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 4. 管理者(※1)	1. 訓練・作業室 2. 相談室 3. 洗面所 4. 便所 5. 多目的室(相談室との兼用可)	工賃を支払う(生産活動を行う場合)	任意提供	適切な措置		
就労継続支援	A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施		○ 就労契約に基づく就労【規則第6条の10】 ○ 事業者負担による利用者負担の減免が可能【平成19年7月31日付障発第0731001号】 ○ 実施主体を社会福祉事業専従に限定し、子会社を除外【最低基準第77条】 ○ 非雇用者の利用も可【最低基準第78条の2】(賃金平均額3,000円以上【最低基準第80条】) ○ 一定数の作業員の雇用可【最低基準第84条】 ○ 就労契約に基づかない利用【規則第6条の10】 ○ 賃金平均額3,000円以上。当年度の工賃の目標水準・前年度の工賃の平均額を利用者・都道府県に報告【最低基準第87条】	10人以上 (10人以上)		1. 就業指導員、生活支援員(10:1、各1以上かつ、常勤1以上) 2. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 3. 管理者(※1)	1. 訓練・作業室 【最低基準188条の3】 2. 相談室 3. 洗面所 4. 便所 5. 多目的室(相談室との兼用可)		賃金(非雇用者に対しては工賃)を支払う			
				20人以上 (10人以上)	1. 就業指導員、生活支援員(10:1、各1以上かつ、常勤1以上) 2. サービス管理責任者(※1、常勤1以上) 3. 管理者(※1)								

* 身体障害者手帳以外の所持要件なし

* 離島等の特例あり

*1 サービス管理責任者=60:1+40:1(以下40人ごとに1名)、管理者=1

*2 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設若しくはのぞみ園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者、又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者。

サービス管理責任者は、事業間兼務可(ただし一人当たり利用者60名まで) 管理者は専任が原則だが兼務可(業務に支障のない範囲。人数制限なし)